

売買単価契約書(案)

令和8年3月 日

長野市大字南長野字幅下 692-2
売主
長野県知事 阿部 守一

買主

長野県知事 阿部 守一(以下「甲」という。)を売主とし、〇〇〇(以下「乙」という。)を買主とし、次の条項により、古紙の売買単価契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(古紙の種類及び売買単価)

第2条 売買する古紙の種類及び単価は、次のとおりとする。

ア 新聞紙 1kg 当たり 円×110/100 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円×10/100)
イ 段ボール 1kg 当たり 円×110/100 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円×10/100)
ウ シュレッダー古紙 1kg 当たり 円×110/100 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
円×10/100)
エ その他古紙 1kg 当たり 円×110/100 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円×10/100)

2 売買金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和8年(2026年)9月30日までとする。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に甲に支払うものとする。

2 甲は、第3条に規定する契約期間が満了し、乙によるこの契約の履行を確認したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(業務内容)

第5条 乙は、第3条に規定する期間中において、甲から指示があるごとに、その都度所定の保管場所から古紙を回収するものとする。

2 乙は、回収した古紙を再生紙として再利用するため、最終的に製紙メーカーに引き渡すこととする。

3 乙は、回収後の古紙の処分方法について、甲から情報の提供を求められたときは、知らせなければならない。

(売買代金の支払)

第6条 乙は、毎月10日までに前月中に回収した数量を取りまとめ、受領書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項により提出された受領書等により納入通知書を発行するものとし、乙は、甲が発行する納入通知書に基づき甲が定めた納入期限内に納入するものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第7条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、契約業務を第三者に請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の事情があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第9条 この契約の締結後において、経済状況の激変により、契約内容が著しく不適当となったときは、甲乙協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第5条の規定により甲から指示があったにもかかわらず、古紙を回収しないとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」又は同条第6号に規定する「暴力団員」が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に乙が該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
- (3) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第12条 乙は、その責に帰すべき事由により、第6条第2項に規定する期限までに契約代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第10条及び前条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 甲は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第13条 乙は、第11条の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第14条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。